

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

最終更新日：令和6年11月6日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 久保木工	和歌山県和歌山市	R6. 3. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R6. 3. 1送検
(株) 保田鉄工所	和歌山県紀の川市	R6. 6. 13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者につり上げ荷重が40.4トンの床上操作式クレーンの運転を行わせたもの。	R6. 6. 13送検
サンミック株式会社	和歌山県伊都郡かつらぎ町	R6. 7. 19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.6メートルの場所で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。	R6. 7. 19送検
ユニプロテック有限会社	和歌山県紀の川市	R6. 10. 16	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸保護具を使用させずに労働者に金属アーク溶接作業を行わせたもの。	R6. 10. 16送検
木下建設株式会社	和歌山県新宮市	R6. 11. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で、墜落防止措置を講じることなく作業員に解体作業を行わせたもの。	R6. 11. 6送検